

仁愛大学リポジトリ運用指針

令和5年1月10日
図書館運営委員会制定

(趣旨)

第1 この指針は、学校法人 福井仁愛学園が運営する仁愛大学・仁愛女子短期大学機関リポジトリにおいて、仁愛大学（以下「本学」という。）が管理する機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この指針において「リポジトリ」とは、本学において作成された学術研究・教育活動の成果物（以下「コンテンツ」という。）を恒久的に蓄積・保存し、電子的手段により国内外に無償で発信・提供することにより、本学の学術研究・教育活動の発展に資するとともに、地域社会に貢献するためのシステムをいう。

(運用)

第3 リポジトリの運用は、仁愛大学附属図書館（以下「図書館」という。）と仁愛女子短期大学図書館が共同で行うものとするが、本学コンテンツに関する管理、運用は本学が行う。

(登録者)

第4 リポジトリにコンテンツを登録できる者（以下「登録者」という。）は以下のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する、又は在籍したことのある教職員、研究員、大学院生及び学生
- (2) その他、図書館長が適当と認めた者

(登録対象)

第5 リポジトリに登録できるコンテンツは以下の要件を満たすものとする。

- (1) 学術的な研究・教育活動の成果であること
- (2) 登録者が作成に関与したものであること
- (3) 著作権・知的財産権及び個人情報保護に係る法令及び学内の関連する諸規程を遵守していること
- (4) 社会通念上、又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること

(登録手続)

第6 リポジトリにコンテンツの登録を希望する者は、所定の公開許諾手続きに

従い、コンテンツを図書館に提出するものとする。

(利用許諾)

第7 登録者は、図書館がリポジトリにおいて行う次に掲げる行為について、無償で許諾を与えるものとする。

- (1) 当該コンテンツの全文を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納すること
- (2) ネットワークを通じて、前号の複製物を不特定多数に無償で公開すること
- (3) 保存及び利用可能性維持のための複製または媒体変換を行うこと

(共著者等がいる場合の利用許諾)

第8 共著者等の登録者以外の著作権者があるコンテンツを登録する場合、登録者はあらかじめ著作権者の許諾を得ておかなければならない。

(利用条件)

第9 図書館は、コンテンツの利用に際して、以下のことを遵守する。

- (1) 第7に掲げた利用方法以外による利用は行わない
- (2) 公開されたコンテンツを利用しようとする利用者に対し、著作権法を遵守するように周知する

(著作権の留保)

第10 リポジトリ登録後もコンテンツの著作権は、著作権者のもとに留保される。

(コンテンツの削除)

第11 図書館は次に掲げる事由がある場合には登録されたコンテンツを削除することができる。

- (1) 登録者が理由を付して削除の申請を行ない、図書館長が承認した場合
- (2) 公序良俗に反する盗用・剽窃によるもの、また内容が著しく不適切である等の理由により図書館長が承認した場合
- (3) その他、図書館長が特に認めた場合

(免責事項)

第12 本学は、リポジトリに登録されたコンテンツの公開あるいは利用によって発生したいかなる損害についても、一切責任を負わないものとする。

(その他)

第13 この指針に定めのない事項については、必要に応じて関係者間で協議して別途定める。

(改廃)

第14 この指針の改廃は、図書館運営委員会の議を経て図書館運営委員長が行う。

附則

この運用指針は、令和5年3月1日から施行する。